

農地パトロール（利用状況調査）について（お知らせ）

おい町農業委員会

農業委員会では、



- (1) 地域の農地利用の確認
- (2) 遊休農地の実態把握と発生防止・解消
- (3) 違反転用発生防止・早期発見

を目的に毎年、町内全域で「農地パトロール（利用状況調査）」を実施しています。
（農地法第30条）

今年度は、

令和8年8月3日（月）、6日（木）、7日（金）の3日間

で調査を実施する予定です。

調査の方法は、農業委員及び農地利用最適化推進委員並びに町職員が農地を見回り、状況などを見て「遊休農地（荒廃農地）」になっていないかの判断をします。

なお、農地パトロール実施中は、緑色の腕章を装着し、私有地に立ち入りますので、ご理解とご協力をお願いします。

遊休農地とは

- (1) 1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作がされないと見込まれる農地
- (2) 周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地

遊休農地と判断した農地の所有者には、今後の利用の意向を調査（郵送）します。

なぜ調査が必要なのか

農地法第2条の2により、「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない」と農地の権利を有する者の責務規定が設けられています。

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形を失うほどに荒れてしまい、耕作できる状態に戻すのに大変な手間と労力が必要となります。

農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫等の温床となるだけでなく、粗大ゴミや産業廃棄物等の不法投棄場所、悪臭や汚水の発生源、更には火災発生の原因となるなど、近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性があります。

草刈や耕起などによる保全管理を行うことや、地域の担い手に貸し付けるなど農地の有効利用を推進し、遊休農地の発生防止及び解消にご協力ください。